

議案第 9 号

幸手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例

幸手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年
条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 1 項第 2 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 2 月 19 日提出

幸手市長 木 村 純 夫

提 案 理 由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、家庭的保育事業者等が利用乳幼児に対する食事の提供を家庭的保育事業所等外で調理し搬入する方法により行う際に求めている栄養士に関する要件について所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。